

新型コロナウイルス感染症関連情報
(有効な居住ビザ保持者のUAEへの入国について)

令和2年5月19日

UAE外務・国際協力省及び連邦ID・国籍庁は、現在UAE国外にいる有効な居住ビザ保有者のUAEへの入国を6月1日から許可する旨、発表しました。

WAM（国営通信社）によると、18日、UAE外務・国際協力省及び連邦ID・国籍庁は、共同声明を発売し、現在UAE国外にいる有効な居住ビザ保有者のUAEへの入国を6月1日から許可する旨、発表しました。

UAEへの帰還を希望する方は、専用のWebサイトを通して「住民入国許可書（Residents Entry Permits）」サービスに登録する必要があります（Webサイト：<https://smartservices.ica.gov.ae/>）。

(以下参考)

○UAE外務国際協力省ホームページ（Travel Alerts and Warnings）

<https://www.mofaic.gov.ae/en/Warnings>

○UAE保健省ホームページ

<https://www.mohap.gov.ae/en/Pages/default.aspx>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○たびレジ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在アラブ首長国連邦日本大使館

住所：Abu Dhabi, United Arab Emirates (P.O. Box 2430)

電話：（市外局番 02）4435696

国外からは（国番号 971）-2-4435696

Fax：（市外局番 02）443219

国外からは（国番号 971） -2-4434219

ホームページ：<https://www.uae.emb-japan.go.jp/>

フェイスブック：<https://www.facebook.com/JapanEmbUAE/>

ツイッター：<https://twitter.com/JapanEmbUAE>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>